

春日居小学校大判プリンターリース契約 仕様書

- 1 業務の名称
春日居小学校大判プリンターリース契約
- 2 目的
春日居小学校で使用する大判プリンターをリースする。
- 3 納品場所
笛吹市立春日居小学校（笛吹市春日居町桑戸664番地）
- 4 納入期限
令和6年5月31日
- 5 リース期間
令和6年6月1日～令和11年3月31日（58か月）
- 6 リース料の支払い
月額単価契約。毎月末締めで翌月末日までに支払う。
- 7 リース機器の内容
大判プリンター 1台
詳細については、別添の「大判プリンター 仕様一覧」の内容とし、同等以上の製品とする。
- 8 納入条件
 - (1) リース料は月額定額制とすること
 - (2) リース期間中の保守業務は、リース料に含めること
 - (3) 運搬、搬入、設置、及び撤去の経費をリース料に含めること
 - (4) リース期間終了後、リース物件を当該小学校に無償で譲渡すること
 - (5) 毎月の支払いは、当該小学校に請求すること
 - (6) 既存機器がある場合は、その機器の撤去及び処分費用を含めること
- 9 保守条件
機器に故障または不具合が生じた場合、各学校からの連絡及び機器状態確認の結果により、次の保守サービスを実施すること
 - (1) 機器の故障、不具合にかかる出張修理、調整作業
 - (2) 機器の保守サービスの過程で機器からの取り出し、交換する部品等の供給、交換、回収作業。ただし、インク、ロール紙等の消耗品は除く
 - (3) 修理が必要と判断された場合の、速やかな修理対応をすること
 - (4) 保守サービスの過程において、修理不可能と判断した場合は、同等品への取替えを行い、これにかかる作業及び費用負担すること
 - (5) 保守サービスの期間は月曜日から金曜日の9時から17時までとする。ただし、

次の期間は除く

- ・ 年未年始（12月29日から1月3日）
 - ・ 土日、祝日
- (6) 契約業者による保守対応ができない場合は、契約締結後に保守業者を書面にて報告すること。
- (7) 学校からの連絡により、保守担当者から1時間以内に電話等で初期対応を行い、解決しない場合は、概ね2時間以内に修理調整を行うこと。

10 その他

- (1) 機器は全て最新型の新品とすること。
- (2) 令和6年5月31日までに納入し、6月1日に使用開始できるように準備すること。
- (3) この契約は長期継続契約である。
- (4) 次年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額または削除があったときは、この契約を変更又は解除することが出来るものとする。その場合は、会計年度開始日の2月前までに通知する。
- (5) 契約締結日から賃貸借契約開始前の準備期間中は試用期間とし、この間の費用の支払いは生じないこと。
- (6) 契約締結後、契約書の複写を1部作成すること。
- (7) この仕様に定めのない事項及びこの仕様に関して疑義が生じたときは、双方協議して決定するものとする。